独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金地域スポーツ振興助成実施要領

（令和８年６月９日令和８年度要領第１号）

（趣旨）

第１条　この要領は、独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金地域スポーツ振興助成交付要綱（令和８年度要綱第２号。以下「交付要綱」という。）第14条の規定に基づき、スポーツ振興くじ助成金地域スポーツ振興助成（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定める。

（定義）

第２条　交付要綱及びこの要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　「公営競技等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

ア　競馬法（昭和23年法律第158号）に定める競馬

イ　自転車競技法（昭和23年法律第209号）に定める自転車競走

ウ　小型自動車競走法（昭和25年法律第208号）に定める小型自動車競走

エ　モーターボート競走法（昭和26年法律第242号）に定めるモーターボート競走

オ　当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）に定める当せん金付証票の発売

⑵　「市町村」とは、市町村及び特別区をいう。

（助成対象者）

第３条　助成対象者は、市町村とする。

２　独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）は、前項の規定にかかわらず交付要綱第５条第１項第１号から第４号及び第６号の規定による助成金の交付決定の取消しを行ったとき、並びに独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金交付要綱（平成15年度要綱第18号。以下「くじ交付要綱」という。）第15条第１項第１号から第４号及び第６号から第９号の規定によるスポーツ振興くじ助成金の交付決定の取消しを行ったときは、当該助成事業者又は間接助成事業者（助成事業者からスポーツ振興くじ助成金を財源の全部又は一部とした補助金、交付金又は委託金の交付を受けて事業を行う者をいう。）に対し当該処分を行った年度の翌年度から５年以内でセンターが別に定める期間における助成金の助成対象者から除外する。

（申請書等の様式）

第４条　交付要綱に定める次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定める書式による。

⑴　助成金交付申請及び助成対象事業実績報告書　別記様式第１

⑵　助成金交付決定及び交付額確定通知書　別記様式第２

⑶　消費税等仕入控除税額確定報告書　別記様式第３

（助成の対象としない事業）

第５条　次の各号のいずれかに該当する事業は、助成の対象としない。

⑴　スポーツの振興を目的とする国費（国費を財源とする資金を含む。）を活用しようとする事業

⑵　運動・スポーツ施設の整備を対象とする国の補助金又は交付金（当該交付要綱等において、対象となる施設にスポーツ施設が定められているものに限る。）を活用しようとする事業

⑶　公営競技等の収益等による補助金又は助成金を活用しようとする事業

⑷　くじ交付要綱別記１から別記４及び別記７に定める事業のスポーツ振興くじ助成金を活用しようとする事業

(助成金の支払)

第６条　助成金は、交付要綱第４条の規定により助成金の額を確定した後に交付する。

(加算金及び延滞金)

第７条　交付要綱第７条第２項に定める延滞金については、返還された金額の合計額が、助成事業者が返還すべき金額の全部に相当する金額に達することとなった場合において、その時までに附される延滞金の額(その時までに徴収した金額を含む。)が、百円未満であるときは、当該延滞金の額に相当する金額を免除することができる。

２　交付要綱第７条第２項に定める助成金の返還期限の日が、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日又は 12 月 29 日から翌年の１月３日までの期間に当たる場合においては、これらの日の翌日をその期限とみなす。

(財産管理及び処分等)

第８条　交付要綱第９条及び第 10 条に定める取得財産等の管理及び処分等に関する取扱いについては、交付要綱に定めるもののほか、次の各号に掲げるところによるものとする。

⑴　取得財産等は、別に定める財産管理台帳により管理する。

⑵　交付要綱第 10 条第１項の別に定める期間は、「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成 14 年文部科学省告示第 53 号)」を準用するものとする。

⑶　交付要綱第 10 条第１項の取得財産等の処分の承認については、独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書第６条及び第 11 条に定める助成金に係る助成対象財産処分取扱要領(平成 27 年度要領第７号)に定めるところによる。

附　則

この要領は、令和８年６月９日から施行し、令和８年４月１日から適用する。